

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速実験炉原子炉施設の第一使用済燃料貯蔵施設の空調換気設備の冷却塔及び冷却水循環ポンプ並びに排気筒モニタの一部交換に係る行政相談

2. 日時：令和4年3月8日（火）10：55～11：50

3. 場所：原子力規制庁10階南会議室
※本ヒアリングは、テレビ会議システムで実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

有吉上席安全審査官、小舞管理官補佐、片野管理官補佐、

島田安全審査官、安澤技術参与、羽賀技術参与

長官官房技術基盤グループ システム安全研究部門

園田技術研究調査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 担当者

大洗研究所 高速実験炉部 高速炉技術課 課長 他10名

5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、配布資料に基づき、第一使用済燃料貯蔵施設の空調換気設備の冷却塔及び冷却水循環ポンプ並びに排気筒モニタの検出器及び吸引装置の経年化に伴う同等機種又は同等品への交換に伴う手続きについて、行政相談があった。

○原子力規制庁から、以下の点について説明を伝えた。

（空調換気設備の冷却塔及び冷却水循環ポンプの交換工事に対して）

- 冷却塔及び冷却水循環水ポンプ（以下「冷却塔等」という。）について、同等機種（後継機種）へ交換するとしているが、どのような仕様の設備に交換する予定なのか、新旧形式で示すこと。
- 冷却塔等の供給先であるパッケージ型空気調和器（管理室系及び新燃料貯蔵室系）の設置箇所を配置図で示すこと。

- 空調換気設備の設置目的を説明するとともに、当該設備が安全機能を有する設備でないことを説明すること。

(排気筒モニタの検出器及び吸引装置（以下「検出器等」という。）の交換工事に対して)

- 検出器等について同等品へ交換するとしているが、検出器については更新後の仕様が今回示されているのに対し、吸引装置については更新後の仕様が示されていないため、新旧形式で示すこと。
- 排気筒モニタによる監視について、原子炉運転中及び停止中における当該機器の扱いを保安規定の要求事項との関係を含め整理し、説明すること。
- 検出器等の交換工事期間中に監視ができない期間がある場合には、代替措置の可否を検討し、交換工事全体として工事の方法を整理し、説明すること。

○原子力機構から、承知した旨の返答があった。

6. 配布資料

資料1：「常陽」第一使用済燃料貯蔵施設の空調換気設備の冷却塔等の交換について

資料2：「常陽」排気筒モニタの一部交換について